

## かすみがうら市 太陽光発電施設に係る農地転用許可基準

### 第1（目的）

本基準は、農地法第4条及び第5条の規定に基づく農地転用許可申請のうち、太陽光発電施設の設置を目的とするものについて、土地の高度利用及び必要最小限の転用面積であることを確認し、適正な農地利用を確保することを目的とする。

### 第2（定義）

本基準において「必要最小限の転用面積」とは、以下の規定に基づき、過大な転用面積の回避のために必要とされる最小限の面積をいう。

1. 農地法施行規則第47条第4号（法第4条関係）及び第57条第4号（法第5条関係）
2. 「農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）」第3 許可基準 3 一般基準 (1) 申請目的の実現の确实性 ⑦ 面積の妥当性

### 第3（適正な申請面積の基準）

申請面積は、発電事業の目的を達成するために必要不可欠かつ最小限の範囲でなければならない。その妥当性の判断にあたっては、以下の数値を指標とする。

1. 土地利用率の基準 太陽光パネルの合計投影面積(以下「パネル面積」という)が、申請面積(転用面積)に対して土地利用率が35%以上であること。

$$\begin{aligned} & \text{※土地利用率(\%)} = \{\text{パネル1枚の面積(縦}\times\text{横)}\times\text{設置枚数}\} \\ & \div \text{土地面積} \times 100 \end{aligned}$$

$$\text{(例)} \quad 2.1 \text{ m}^2 \times 200 \text{ 枚} \div 1,000 \text{ m}^2 \times 100 = 42.0\%$$

2. 過大転用への対応 土地利用率が25%未満となる申請については、面積過大と判断し、配置図等により土地利用の合理性を確認する。その結果、必要以上の空地が含まれると認められる場合は、事業計画の再検討又は当該事業に必要な範囲への申請面積の縮小(分筆等)を指導するものとする。
3. 例外規定(理由書の提出) 地形の特殊性(三角地・不整形地・狭隘地)、法面(のりめん)の存在、又は日影の影響を避けるための離隔距離の確保等、客観的にみて広範な面積を必要とする特段の理由がある場合に限り、詳細な「面積必要理由書」及び「配置図」等の提出をもって例外的に認めることができる。

#### 第4（土地利用の具体性及び整合性）

1. 附帯設備の妥当性 管理用通路、パワーコンディショナ設置場所等の附帯設備は、維持管理に必要不可欠な範囲内とし、将来の増設を目的とした予備地（空地）の確保は認めない。
2. 設計との整合性 提出された図面（配置図）と、太陽光パネルの仕様書、設置枚数及び総発電容量の整合性を確認する。合理的な理由なく広大な空地が含まれる場合は、適正な面積への修正を求めるものとする。

#### 附 則

この基準は、令和8年2月26日から施行する。